

第6章 暴力行為

1. 暴力行為のとらえ方

昭和57年度から文部科学省（当時は文部省）による「校内暴力」の状況についての調査が始まり、平成9年度からは「暴力行為」の調査に変更された。校内暴力と暴力行為の調査内容等の変遷は6-1表のとおりである。

6-1表 暴力行為に関する調査の変遷

調査対象時期	昭和57年度～平成8年度	平成9年度～平成17年度	平成18年度～
調査対象校種	公立中・高等学校	公立小・中・高等学校	国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校
調査における定義	<p>【校内暴力】 校内暴力とは、学校生活に起因して起こった暴力行為をいい、対教師暴力、生徒間暴力、学校の施設・設備等の器物損壊の三形態がある。</p>	<p>【暴力行為】 (平成19年度の調査においては、次のとおり、説明や例示を調査票に明示している。)</p> <p>「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。</p> <p>なお、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「対教師暴力」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・教師の胸ぐらをつかんだ ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた ・定期的に来校する教育相談員を殴った ○ 「生徒間暴力」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした ○ 「対人暴力」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた ・金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした ○ 「器物損壊」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレのドアを故意に壊した ・補修を要する落書きをした ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した 	

昭和58年に少年非行が第3のピークを迎え、教師に対する暴力行為も特に中学校において多発する中、公立中学校及び高等学校の校内暴力について調査が開始された。ただし、昭和57年度の状況については器物損壊の発生件数が調査項目にないなど、昭和58年度以降と調査内容が異なるため、本章では昭和58年度以降のデータを取り上げている。

なお、平成8年度と平成17年度に、調査の定義や調査対象校種が変更されたため、変更前後の数値を単純に比較することはできない。

2. 暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生状況

平成9年度からの暴力行為の発生状況を総括すると、6-2表のとおり（ただし、「器物損壊」については「学校内」で起きた場合のみ調査している）である。

6-2表 暴力行為の発生状況の推移（平成18年度から国・私立学校が加わった）

区分	年度	学校総数 (校)	学校内			学校外			計	
			発生学校 数(校)	発生学校 数の割合 (%)	発生件数 (件)	発生学校 数(校)	発生学校 数の割合 (%)	発生件数 (件)	発生件数 (件)	
小学校	9	24,132	546	2.3	1,304	95	0.4	128	1,432	
	10	24,051	557	2.3	1,528	117	0.5	178	1,706	
	11	23,944	565	2.4	1,509	108	0.5	159	1,668	
	12	23,861	523	2.2	1,331	115	0.5	152	1,483	
	13	23,719	532	2.2	1,465	115	0.5	165	1,630	
	14	23,560	548	2.3	1,253	123	0.5	140	1,393	
	15	23,381	620	2.7	1,600	148	0.6	177	1,777	
	16	23,160	665	2.9	1,890	166	0.7	210	2,100	
	17	22,856	725	3.2	2,018	127	0.6	158	2,176	
	18	22,878	1,130	4.9	3,494	241	1.1	309	3,803	
19	22,693	1,290	5.7	4,807	269	1.2	407	5,214		
中学校	9	10,518	3,147	29.9	18,209	1,774	16.9	3,376	21,585	
	10	10,497	3,599	34.3	22,991	2,001	19.1	3,792	26,783	
	11	10,473	3,761	35.9	24,246	2,104	20.1	3,831	28,077	
	12	10,453	3,715	35.5	27,293	2,145	20.5	3,992	31,285	
	13	10,429	3,516	33.7	25,769	1,978	19.0	3,619	29,388	
	14	10,392	3,317	31.9	23,199	1,808	17.4	3,096	26,295	
	15	10,358	3,446	33.3	24,463	1,755	16.9	2,951	27,414	
	16	10,317	3,366	32.6	23,110	1,643	15.9	2,874	25,984	
	17	10,238	3,294	32.2	23,115	1,527	14.9	2,681	25,796	
	18	11,019	3,981	36.1	27,540	1,728	15.7	3,024	30,564	
19	10,987	4,051	36.9	33,525	1,798	16.4	3,278	36,803		
高等学校	9	4,164	1,519	36.5	4,108	932	22.4	1,401	5,509	
	10	4,160	1,809	43.5	5,152	1,032	24.8	1,591	6,743	
	11	4,148	1,730	41.7	5,300	1,071	25.8	1,533	6,833	
	12	4,145	1,935	46.7	5,971	1,068	25.8	1,635	7,606	
	13	4,146	1,914	46.2	5,896	954	23.0	1,317	7,213	
	14	4,136	1,809	43.7	5,002	797	19.3	1,075	6,077	
	15	4,117	1,819	44.2	5,215	765	18.6	986	6,201	
	16	4,093	1,734	42.4	5,022	682	16.7	916	5,938	
	17	4,082	1,701	41.7	5,150	670	16.4	896	6,046	
	18	5,412	2,600	48.0	8,985	887	16.4	1,269	10,254	
19	5,345	2,863	53.6	9,603	851	15.9	1,136	10,739		

(注)・調査対象は、平成17年度までは、公立小・中・高等学校、平成18年度からは、国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校。(中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。)以下同じ。
発生件数はのべ数、発生学校数は実数。

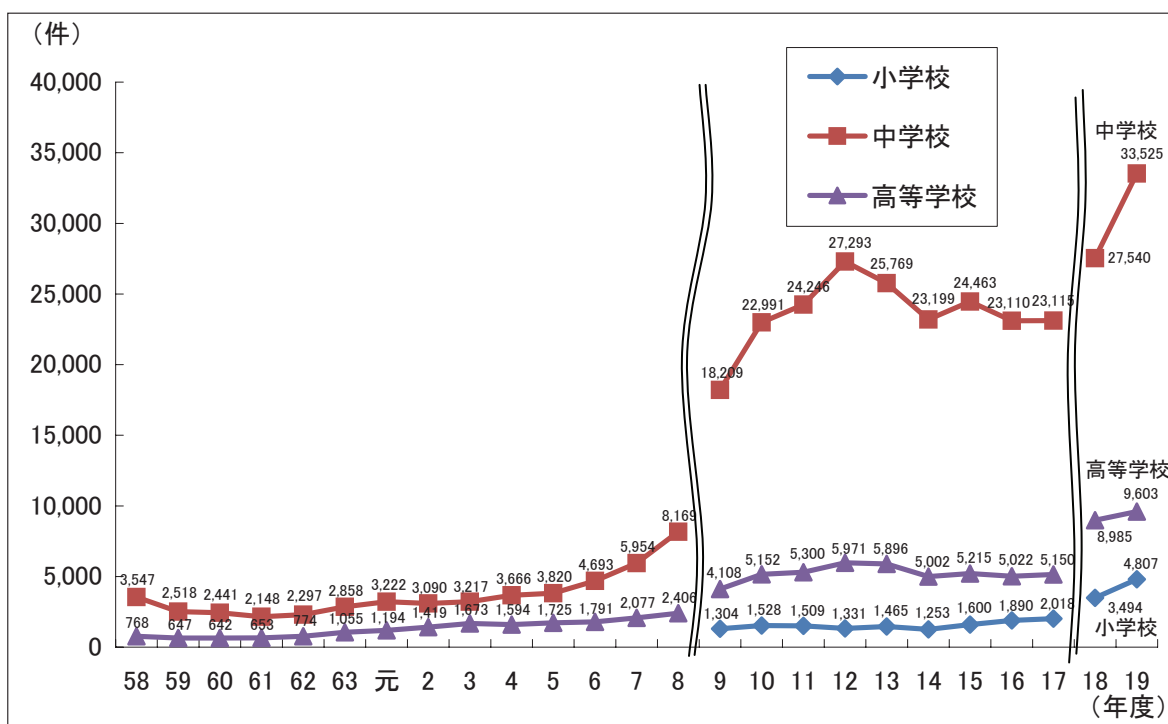
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 学校内における暴力行為発生状況

平成8年度以前の校内暴力及び平成9年度以降の学校内における暴力行為（学校内における対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力及び器物損壊を合わせたもの）の発生件数の推移は、6-3図のとおりである。学校種間で比較すると、中学校の発生件数が多い。

なお、平成19年度の暴力行為の発生件数は、小・中・高等学校いずれも過去最多となった。

6-3図 学校内における暴力行為の発生件数の推移



年度	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
中学校	3,547	2,518	2,441	2,148	2,297	2,858	3,222	3,090	3,217	3,666	3,820	4,693	5,954	8,169
高等学校	768	647	642	653	774	1,055	1,194	1,419	1,673	1,594	1,725	1,791	2,077	2,406
合計	4,315	3,165	3,083	2,801	3,071	3,913	4,416	4,509	4,890	5,260	5,545	6,484	8,031	10,575

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
小学校	1,304	1,528	1,509	1,331	1,465	1,253	1,600	1,890	2,018
中学校	18,209	22,991	24,246	27,293	25,769	23,199	24,463	23,110	23,115
高等学校	4,108	5,152	5,300	5,971	5,896	5,002	5,215	5,022	5,150
合計	23,621	29,671	31,055	34,595	33,130	29,454	31,278	30,022	30,283

年度	18	19
小学校	3,494	4,807
中学校	27,540	33,525
高等学校	8,985	9,603
合計	40,019	47,935

(注)・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

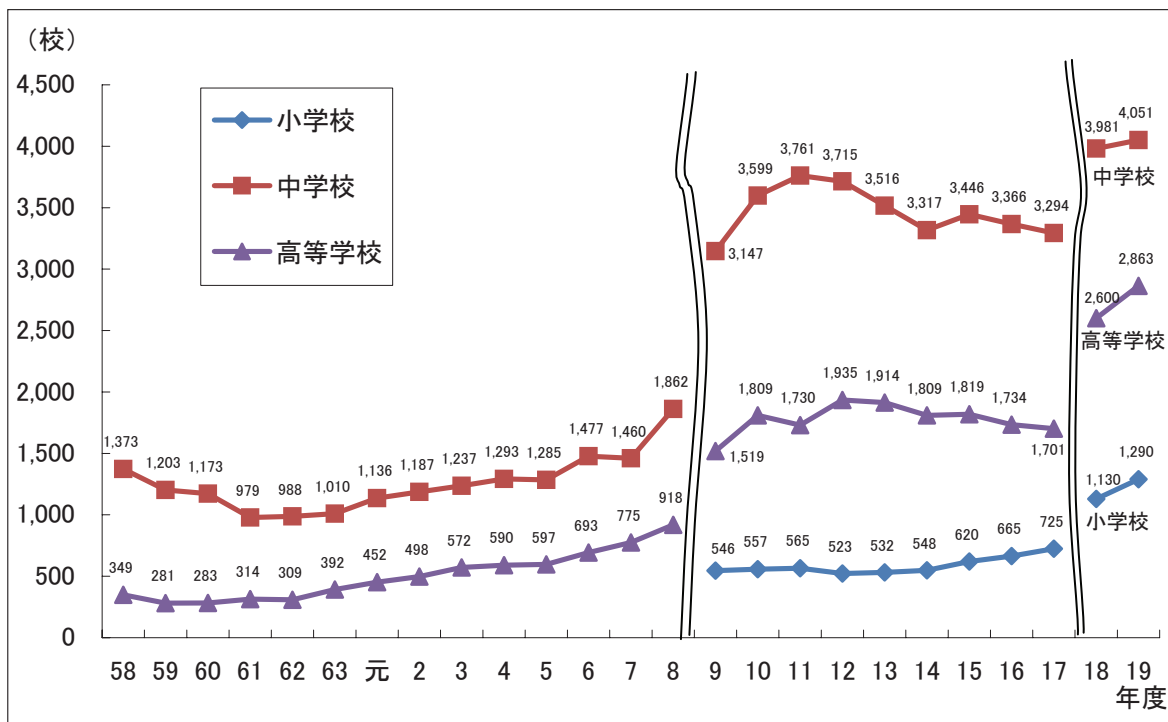
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 学校内における暴力行為が発生した学校数の推移

学校内で暴力行為が発生した学校数の推移は、6-4図のとおりである。

なお、平成19年度の学校内で暴力行為が発生した学校数は、小・中・高等学校いずれも過去最多となった（公立学校だけで比較しても過去最多である）。

6-4図 学校内における暴力行為が発生した学校数の推移



年度	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
中学校	1,373	1,203	1,173	979	988	1,010	1,136	1,187	1,237	1,293	1,285	1,477	1,460	1,862
高等学校	349	281	283	314	309	392	452	498	572	590	597	693	775	918
合計	1,722	1,484	1,456	1,293	1,297	1,402	1,588	1,685	1,809	1,883	1,882	2,170	2,235	2,780

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
小学校	546	557	565	523	532	548	620	665	725
中学校	3,147	3,599	3,761	3,715	3,516	3,317	3,446	3,366	3,294
高等学校	1,519	1,809	1,730	1,935	1,914	1,809	1,819	1,734	1,701
合計	5,212	5,965	6,056	6,173	5,962	5,674	5,885	5,765	5,720

年度	18	19
小学校	1,130	1,290
中学校	3,981	4,051
高等学校	2,600	2,863
合計	7,711	8,204

(注) ・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

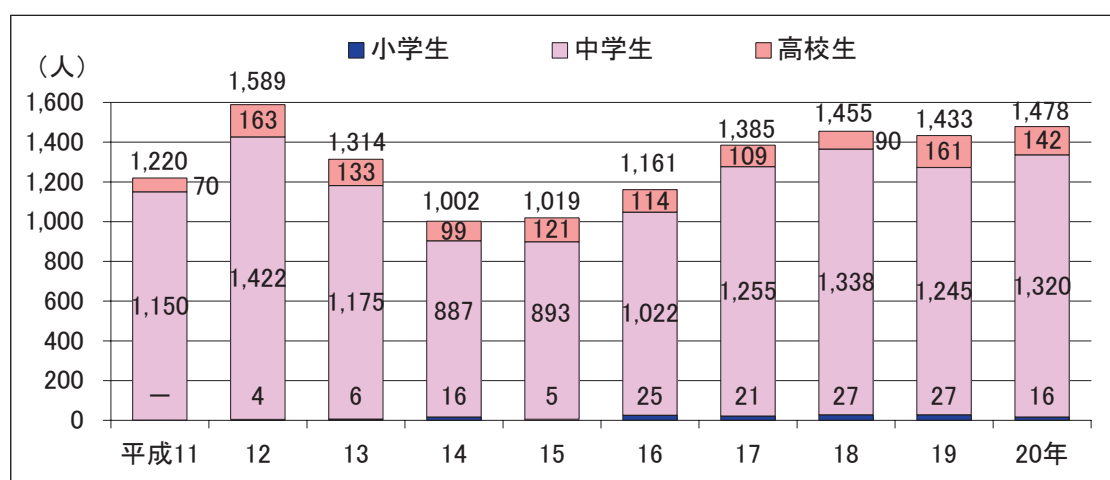
コラム 《警察が取り扱う校内暴力事件の検挙・補導人員》

6-5図は、平成11年以降の校内暴力事件の検挙・補導人員の推移である。平成14年まで減少が続いたが、平成15年以降に再び増加し、その後増減を繰り返しながら今日に至っている。

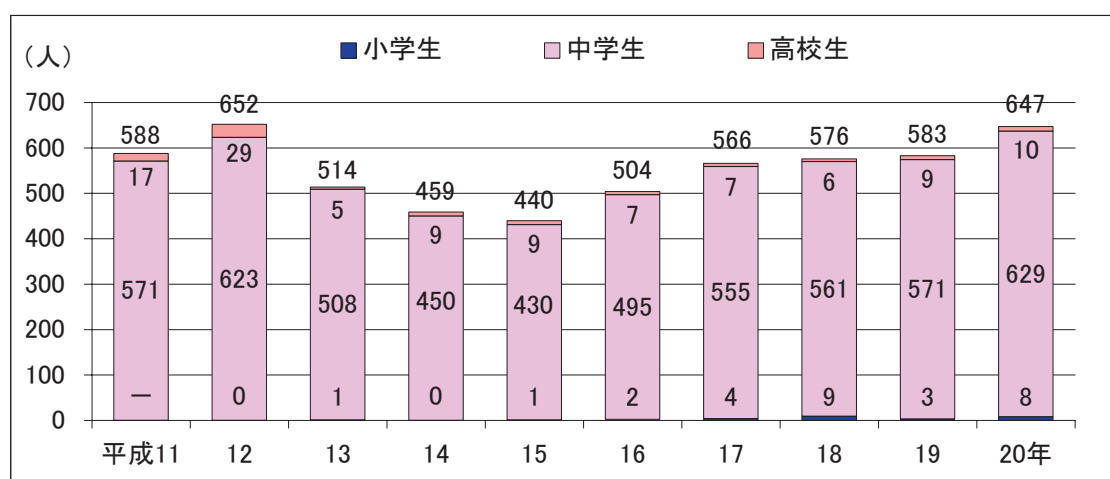
平成20年中の校内暴力事件の件数は1,212件で、前年に比べて88件増加し、検挙・補導された小・中・高校生は1,478人で、前年に比べて45人増加した。いずれの年次も、検挙・補導人員の約9割を中学生が占めている。

また、6-6図は、校内暴力事件のうち、教師に対する暴力事件の検挙・補導人員であるが、毎年、96～99%を中学生が占めている。

6-5図 校内暴力事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）



6-6図 教師に対する暴力事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）



注) 校内暴力事件…警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。(平成12年から小学生を含む)

「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

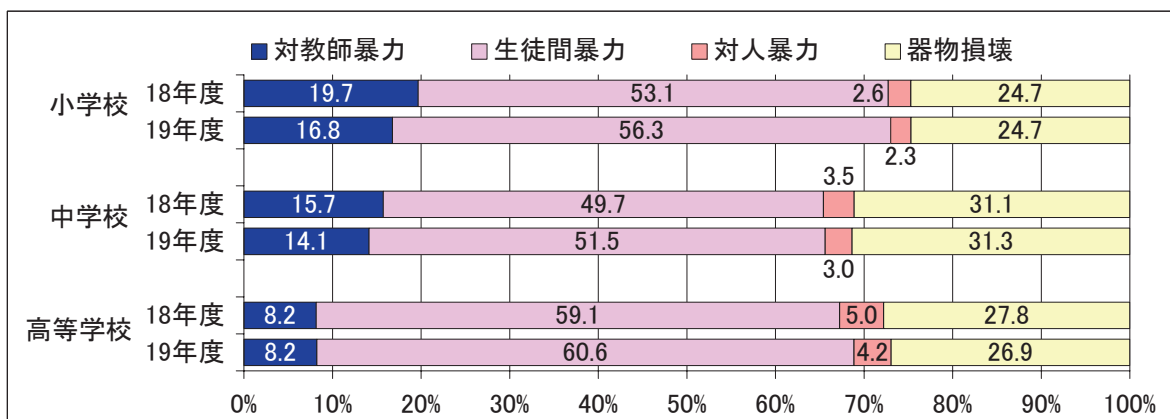
(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）

3. 暴力行為の分析

(1) 半数を占める生徒間暴力

暴力行為の形態別発生状況は6-7図のとおりである。いずれの学校種においても生徒間暴力の割合が最も高く、次いで、器物損壊、対教師暴力、対人暴力となっている。

6-7図 暴力行為の形態別発生件数の構成比



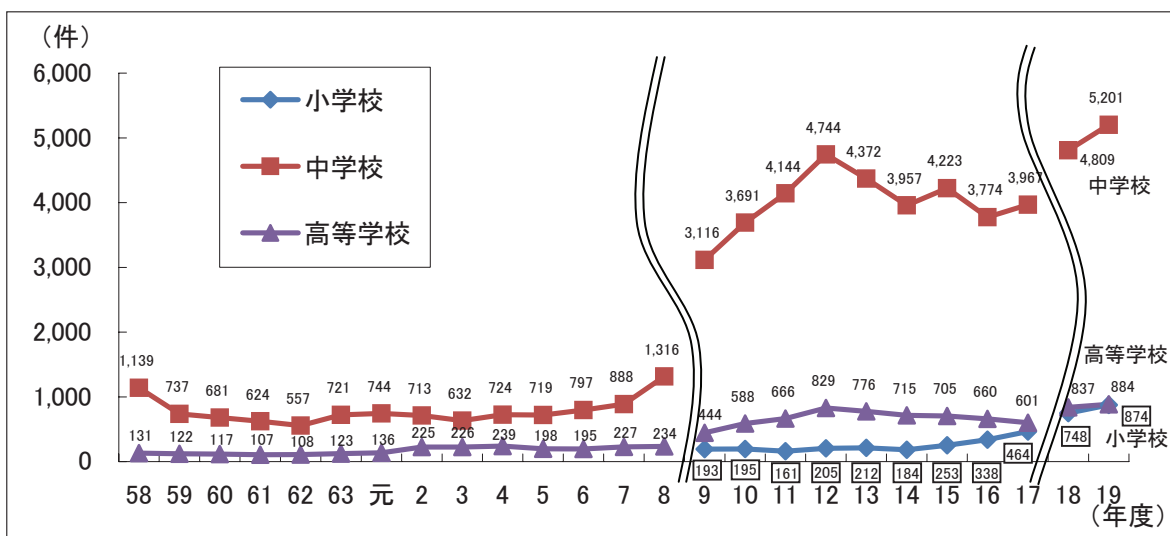
(注) 調査対象は、国・公・私立の小・中・高等学校

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 対教師暴力の発生状況

対教師暴力の発生件数の推移は6-8図のとおりである。中学校における件数が多い。また、小学校と高等学校の発生件数がほぼ同じとなっている。

6-8図 対教師暴力の発生件数の推移



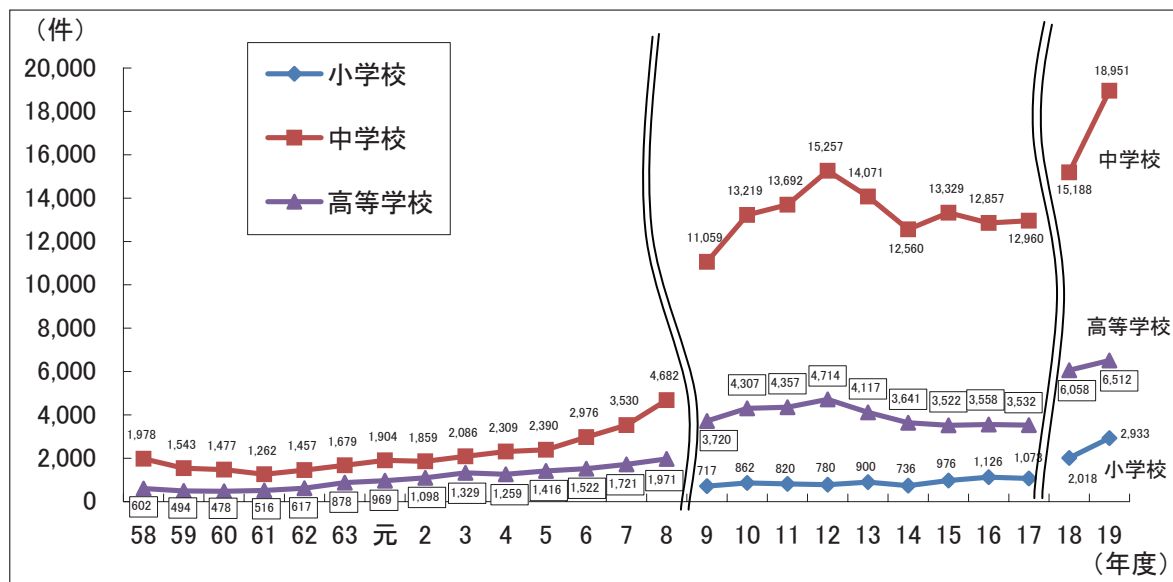
(注) 平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 生徒間暴力の発生状況

生徒間暴力の発生件数の推移は6-9図のとおりである。中学校の発生件数が高い水準で推移している。

6-9図 生徒間暴力の発生件数の推移



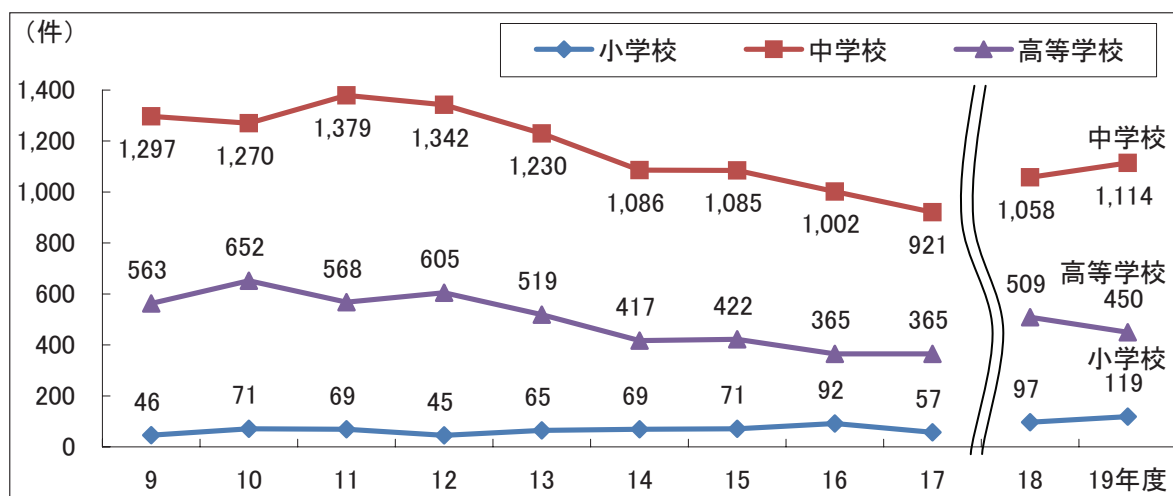
(注)・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 対人暴力の発生状況

対人暴力については、平成9年度から調査が始まり、発生状況は6-10図のとおりである。中学校、高等学校で多くなっている。

6-10図 対人暴力の発生件数の推移



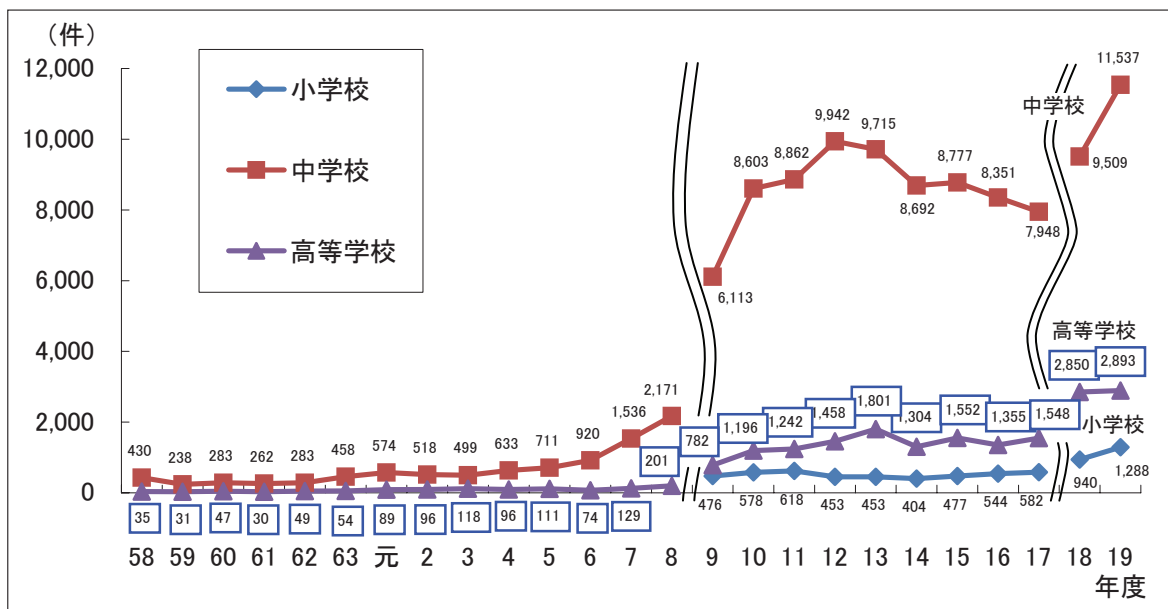
(注) 調査対象は、平成17年度までは、公立小・中・高等学校。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 器物損壊の発生状況

器物損壊の発生状況は、6-11図及び6-12表のとおりである。中学校における発生件数が、他の学校種に比べて多い。

6-11図 器物損壊の発生件数の推移



(注) ・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成19年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

6-12表 器物損壊の発生状況

区分	年度	発生学校数 (校)	発生学校数の割合 (%)	発生件数 (件)	加害児童生徒数 (人)	損害額 (万円)
小学校	18	435	1.9	940	1,070	1,122
	19	498	2.2	1,288	1,208	1,527
中学校	18	2,167	19.7	9,509	8,364	15,527
	19	2,260	20.6	11,537	9,950	16,600
高等学校	18	1,082	20.0	2,850	2,344	3,986
	19	1,123	21.0	2,893	2,549	4,843
計	18	3,684	9.4	13,299	11,778	20,635
	19	3,881	9.9	15,718	13,707	22,970

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

4. 加害児童生徒の実態

(1) 加害児童生徒数の推移

加害児童生徒数の推移は、6-13表のとおり、平成13年度から17年度にかけて、小学校ではおおむね増加傾向に、中・高等学校ではおおむね減少傾向にあった。

しかし、平成18年度から19年度にかけては、小、中、高等学校とも増加している。

6-13表 暴力行為の加害児童生徒数の推移

年度	小学校			中学校			高等学校		
	発生 件数	加害児童数		発生 件数	加害生徒数		発生 件数	加害生徒数	
		人数	増▲減 率 (%)		人数	増▲減 率 (%)		人数	増▲減 率 (%)
58				3,547	10,983	—	768	2,301	—
59				2,518	7,859	▲ 28.4	647	1,549	▲ 32.7
60				2,441	7,165	▲ 8.8	642	1,347	▲ 13.0
61				2,148	5,817	▲ 18.8	653	1,336	▲ 0.8
62				2,297	5,577	▲ 4.1	774	1,421	6.4
63				2,858	5,885	5.5	1,055	2,209	55.5
元				3,222	6,690	13.7	1,194	2,321	5.1
2				3,090	6,690	0.0	1,419	2,691	15.9
3				3,217	6,857	2.5	1,673	3,201	19.0
4				3,666	7,529	9.8	1,594	3,020	▲ 5.7
5				3,820	7,535	0.1	1,725	2,744	▲ 9.1
6				4,693	8,331	10.6	1,791	3,086	12.5
7				5,954	8,946	7.4	2,077	3,519	14.0
8				8,169	11,653	30.3	2,406	4,081	16.0
9	1,432	1,631	—	21,585	26,879	—	5,509	8,342	—
10	1,706	1,829	12.1	26,783	30,758	14.4	6,743	9,765	17.1
11	1,668	1,792	▲ 2.0	28,077	32,662	6.2	6,833	9,698	▲ 0.7
12	1,483	1,580	▲ 11.8	31,285	35,145	7.6	7,606	10,716	10.5
13	1,630	1,568	▲ 0.8	29,388	31,924	▲ 9.2	7,213	9,449	▲ 11.8
14	1,393	1,443	▲ 8.0	26,295	27,802	▲ 12.9	6,077	8,311	▲ 12.0
15	1,777	1,836	27.2	27,414	29,165	4.9	6,201	7,989	▲ 3.9
16	2,100	2,166	18.0	25,984	27,383	▲ 6.1	5,938	7,694	▲ 3.7
17	2,176	2,195	1.3	25,796	27,155	▲ 0.8	6,046	7,836	1.8
18	3,803	3,795	—	30,564	31,735	—	10,254	12,261	—
19	5,214	5,111	34.7	36,803	38,023	19.8	10,739	13,290	8.4

(注)・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

・発生件数はのべ数、児童生徒数は、暴力行為の4形態ごと及び校内・学校外ごとに、実数である。例えば、1人の生徒が学校内で3回対教師暴力を起こした場合、発生件数3件、加害児童生徒数1人と数えている。

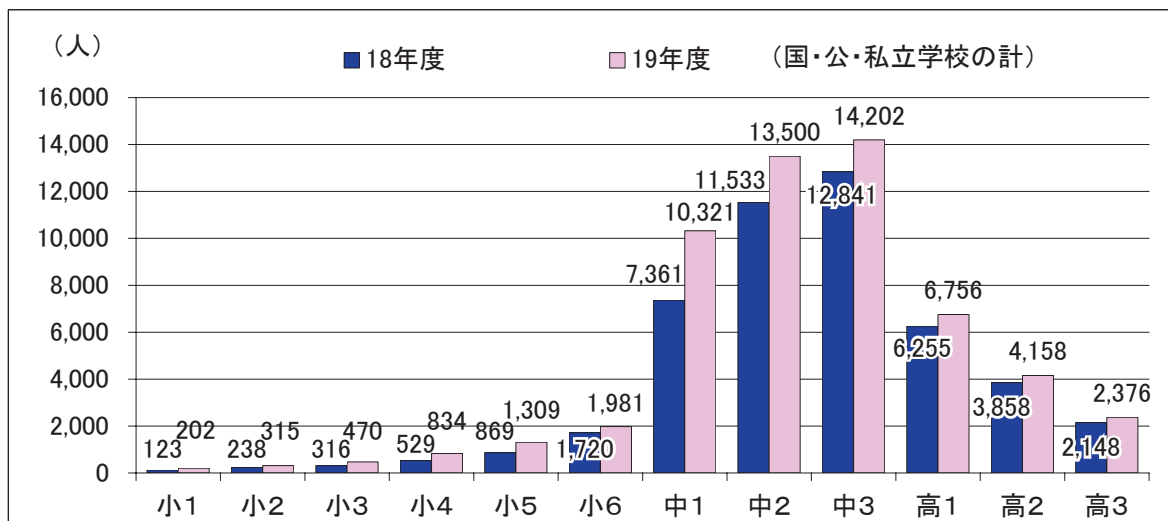
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 学年別加害児童生徒数

加害児童生徒数を学年別に見ると、小学校、中学校では学年が進むにつれて多くなり、高等学校では学年が進むにつれて少なくなる傾向にある。

また、小学校から中学校にかけて加害児童生徒数が大きく増加する。6-14図では、平成18年度の小学校6年生の1,720人から平成19年度の中学校1年生の10,321人へと、6.0倍に増加していることが分かる。

6-14図 学年別加害児童生徒数（平成18・19年度）

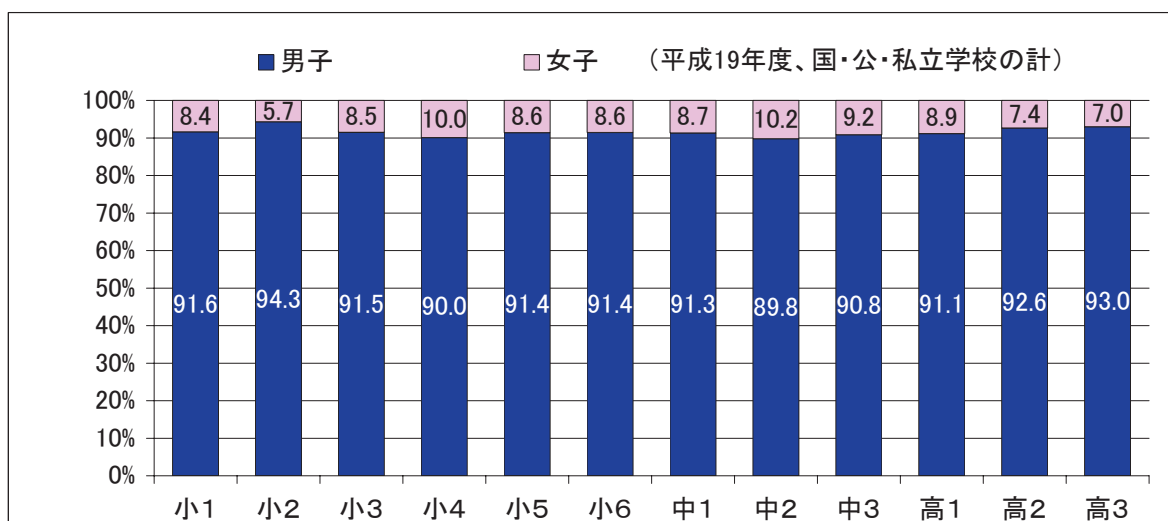


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 男女別加害児童生徒数

平成19年度の加害児童生徒数を学年ごとに男女の割合を見ると、小学校から高等学校まで、どの学年も男子が約9割となっている。

6-15図 加害児童生徒数の男女別割合（平成19年度）



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

5. 暴力行為への対応

(1) 加害児童生徒に対する措置の状況

暴力行為の加害児童生徒に対しては、6-16表のように、その実態に応じて学校において様々な措置が講じられている。ただし、高等学校では加害生徒の8割以上の者に何らかの措置を行っているのに対し、懲戒制度の違いなどから、小学校、中学校ではここに挙げられた措置が行われる割合は高くないことが分かる。

6-16表 加害児童生徒に対する学校の措置状況（平成18・19年度） (人)

区 分		小学校		中学校		高等学校		
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	
退学・転学	懲戒退学	学校内	0	0	7	8	105	119
		学校外	0	0	0	0	55	33
		小計	0	0	7	8	160	152
	その他	学校内	11	8	62	138	429	537
		学校外	0	1	33	41	288	253
		小計	11	9	95	179	717	790
停学	学校内	—	—	—	—	2,473	2,818	
	学校外	—	—	—	—	464	404	
	小計	—	—	—	—	2,937	3,222	
出席停止	学校内	2	0	33	28	—	—	
	学校外	0	0	21	0	—	—	
	小計	2	0	54	28	—	—	
自宅学習 自宅謹慎等	学校内	—	—	—	—	4,558	4,663	
	学校外	—	—	—	—	725	761	
	小計	—	—	—	—	5,283	5,424	
訓告	学校内	53	61	1,041	1,194	1,109	1,296	
	学校外	0	4	150	203	89	91	
	小計	53	65	1,191	1,397	1,198	1,387	
計	学校内	66	69	1,143	1,368	8,674	9,433	
	学校外	0	5	204	244	1,621	1,542	
	小計	66	74	1,347	1,612	10,295	10,975	
加害児童生徒数	学校内	3,302	4,495	27,123	32,983	10,455	11,559	
	学校外	493	616	4,612	5,040	1,806	1,731	
	小計	3,795	5,111	31,735	38,023	12,261	13,290	
加害児童生徒全体 に占める割合 (%)	学校内	2.0	1.5	4.2	4.1	83.0	81.6	
	学校外	0.0	0.8	4.4	4.8	89.8	89.1	
	小計	1.7	1.4	4.2	4.2	84.0	82.6	

(注) ① 国・公・私立学校の計。② 「退学・転学」中の「その他」とは、勸奨・申し出による退学及び転学である。

③ 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第13条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものであり、事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まれない。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

平成19年度に暴力行為により関係機関の措置を受けた児童生徒数は、小学校182人、中学校3,872人、高等学校648人であった。小学校と中学校では前年度よりも人数が増えている。

また、加害児童生徒全体に占める割合は、小学校3.6%、中学校10.2%、高等学校4.9%と、中学校が最も高くなっている。

6-17表 加害児童生徒に対する関係機関の措置状況（平成18・19年度）（人）

区 分		小学校		中学校		高等学校	
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
警察の補導	学校内	18	40	698	923	64	73
	学校外	18	53	627	674	221	182
	小計	36	93	1,325	1,597	285	255
家庭裁判所の 保護的措置	学校内	0	2	631	691	61	77
	学校外	2	6	394	405	213	180
	小計	2	8	1,025	1,096	274	257
少年刑務所 への入所	学校内	—	—	2	5	0	3
	学校外	—	—	5	1	7	3
	小計	—	—	7	6	7	6
少年院への入院	学校内	—	0	79	57	1	8
	学校外	—	0	103	80	33	26
	小計	—	0	182	137	34	34
保護観察	学校内	0	0	329	281	15	14
	学校外	1	1	213	217	136	82
	小計	1	1	542	498	151	96
児童自立支援施設 への入所	学校内	13	7	66	73	4	0
	学校外	0	2	37	44	0	0
	小計	13	9	103	117	4	0
児童相談所	学校内	30	51	284	290	0	0
	学校外	19	20	99	131	0	0
	小計	49	71	383	421	0	0
計	学校内	61	100	2,089	2,320	145	175
	学校外	40	82	1,478	1,552	610	473
	小計	101	182	3,567	3,872	755	648
加害児童生徒数	学校内	3,302	4,495	27,123	32,983	10,455	11,559
	学校外	493	616	4,612	5,040	1,806	1,731
	小計	3,795	5,111	31,735	38,023	12,261	13,290
加害児童生徒全体 に占める割合 (%)	学校内	1.8	2.2	7.7	7.0	1.4	1.5
	学校外	8.1	13.3	32.0	30.8	33.8	27.3
	小計	2.7	3.6	11.2	10.2	6.2	4.9

(注) ① 国・公・私立学校の計。② 最終的な措置が確定している場合は該当する措置、最終的な措置が確定していない場合は各年度末現在の状況を計上。③ 「家庭裁判所の保護的措置」には、審判不開始、不処分のほか、調査中、審判中のものが含まれる。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 暴力行為に関する提言、通知等

暴力行為等児童生徒の問題行動の背景や要因としては様々な事柄が複雑に絡み合っているものと考えられ、様々な取組が行われてきた。

① 問題行動に関する通知

これまでの問題行動に関する主な通知は、次のとおり。

- ア. 児童生徒の問題行動の防止について（昭53.3.7 文部省初等中等教育局長、社会教育局長）
- イ. 生徒の校内暴力等の非行の防止について（昭56.4.23 文部省初等中等教育局長）
- ウ. 最近の学校における問題行動に関する懇談会提言（昭58.3.8）
- エ. 校内暴力等児童生徒の問題行動に対する指導の徹底について（昭58.3.10 文部省初等中等教育局長）
- オ. 青少年によるナイフ等を使用した事件に関する文部大臣緊急アピール（平10.3.10 文部省初等中等教育局長、生涯学習局長、体育局長）
- カ. 児童生徒の問題行動への対応のための校内体制の整備等について（平10.4.30 文部省初等中等教育局長）
- キ. 少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（平13.4.13 文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、スポーツ・青少年局長）
- ク. 学校と関係機関等との行動連携を一層推進するための取組について（平16.5.11 文部科学省初等中等教育局長）
- ケ. 関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について（平16.9.14 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長）
- コ. 「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）」について（平16.10.5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
- サ. 「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（中間まとめ）」について（平17.10.4 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
- シ. 児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（平18.6.5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
- ス. 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平19.2.5 文部科学省初等中等教育局長）
- セ. 高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について（平20.3.10 文部科学省初等中等教育局長）

② 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議の提言

「心と行動のネットワーク（平成13年4月）」

- ・「心」の問題への対応、行動連携

③ 青少年育成推進会議申合せ

「少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置（平成13年2月28日）」

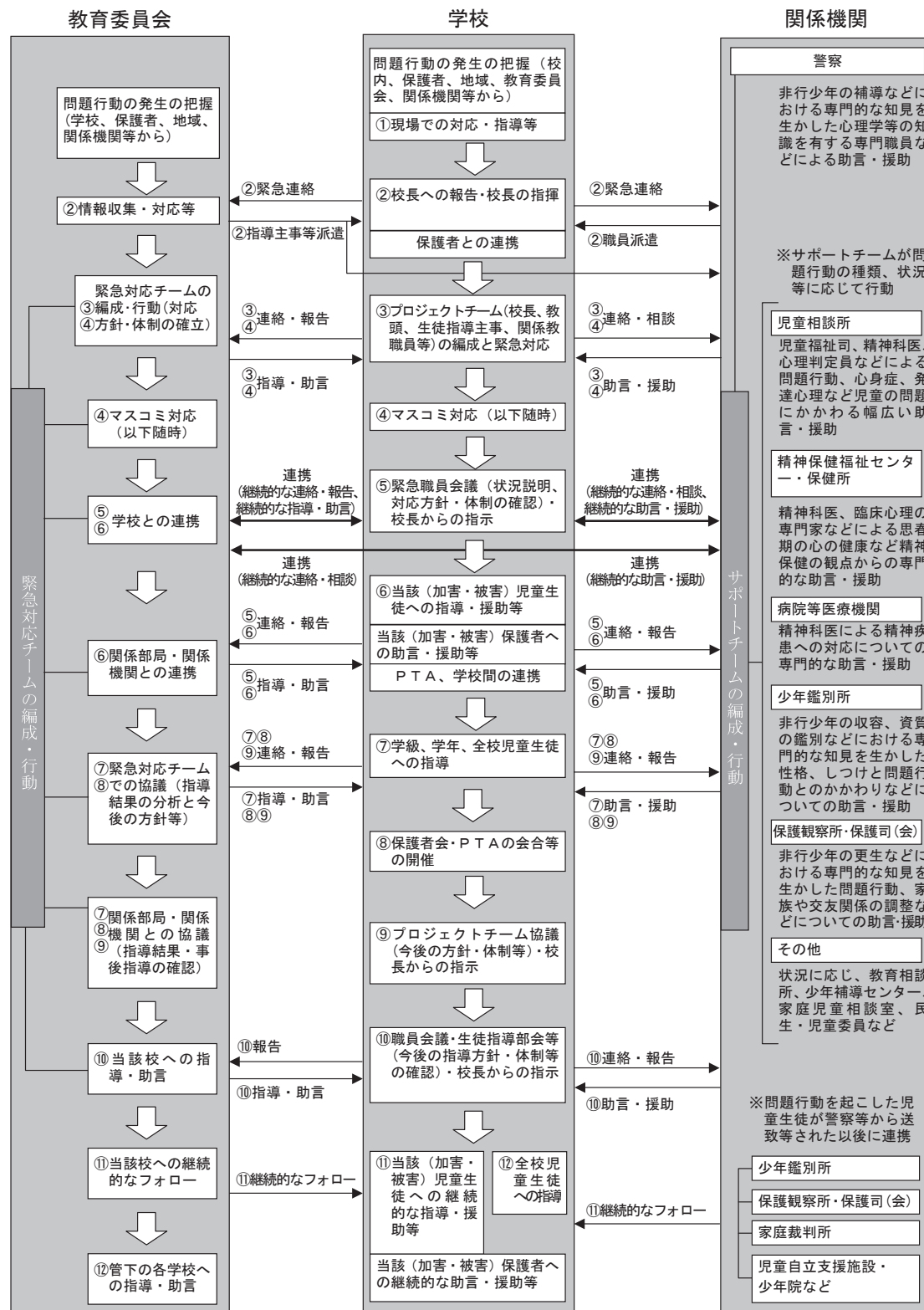
④ 青少年育成推進本部

「青少年育成施策大綱」（平成15年12月）、新しい「青少年育成施策大綱」（平成20年12月）

- ・青少年の健全育成と非行防止に向けた施策を総合的に推進

(参考) 学校、教育委員会における関係機関との連携マニュアル

6-18図 問題行動が発生した場合の関係機関との連携の在り方 (参考例)



(資料) 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議「心と行動のネットワーク」(平成13年4月)